

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

県立高等学校の廃止に伴い、長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1（第2条関係）の改正

「第1期長野県高等学校再編計画」に基づく高等学校の統合に伴い、長野県須坂商業高等学校及び長野県須坂園芸高等学校を廃止する。（平成22年10月12日第914回長野県教育委員会定例会決定）

3 施行期日

平成29年4月1日

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県須坂商業高等学校の項及び長野県須坂園芸高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

長野県立高等学校管理規則新旧対照表

改正案				現行			
(別表第1) (第2条関係) 県立高等学校の課程及び学科の種類				(別表第1) (第2条関係) 県立高等学校の課程及び学科の種類			
高等学校名	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程	高等学校名	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程
	学科	学科	学科		学科	学科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長野県須坂東高等学校	普通科			長野県須坂商業高等学校	商業科		
(略)	(略)	(略)	(略)	長野県須坂東高等学校	普通科		
				(略)	(略)	(略)	(略)
長野県須坂創成高等学校	園芸農学科 食品科学科 環境造園科 創造工学科 商業科			長野県須坂園芸高等学校	園芸科 食品科学科 農業経済科 造園科		
(略)	(略)	(略)	(略)	長野県須坂創成高等学校	園芸農学科 食品科学科 環境造園科 創造工学科 商業科		
				(略)	(略)	(略)	(略)